

静岡県告示第405号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定に基づき、安倍藁科川漁業協同組合（内共第14号）第五種共同漁業権遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定に基づき次のとおり変更内容を告示する。

令和7年5月23日

静岡県知事 鈴木 康 友

- 1 漁業権者の名称及び所在地
安倍藁科川漁業協同組合 静岡市葵区安西4丁目70-2
- 2 漁業権の免許番号
内共第14号
- 3 変更の内容
別表のとおり
- 4 遊漁規則施行の日
令和8年1月1日

別表

改正前						改正後					
(漁具・漁法の制限)						(漁具・漁法の制限)					
第3条 次の表のア欄に掲げる遊漁は、それぞれイ欄の遊漁の方法により、ウ欄の規模の範囲内に於いて、エ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければこれを行ってはならない。						第3条 次の表のア欄に掲げる遊漁は、それぞれイ欄の遊漁の方法により、ウ欄の規模の範囲内に於いて、エ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければこれを行ってはならない。					
ア 魚種	イ 漁法		ウ 規模等	エ 区域	オ 期間	ア 魚種	イ 漁法		ウ 規模等	エ 区域	オ 期間
あゆ	餌釣 毛針釣	流し 毛針釣 (蚊針釣)	コマセ 釣禁止 その仕掛も禁止 リール禁止 7本以内	安倍川の竜西橋下流端から下流の区域 藁科川の牧ヶ谷橋下流端から下流の区域 丸子川の国道150号線広野橋下流端から下流の区域 <u>内牧川の静岡市葵区安倍口新田地先の躍動橋下流端から下流の区域</u> <u>足久保川の飛沢橋下流端から下流の区域</u> 油山川の葵区油山1038の鉄橋下流端から下流の区域 水見色川の株田橋上流端から上流の区域	6月1日以降で組合が定める日～11月30日	あゆ	餌釣 毛針釣	流し 毛針釣 (蚊針釣)	コマセ 釣禁止 その仕掛も禁止 リール禁止 <u>流し毛針釣について</u> は7本以内	安倍川の竜西橋下流端から下流の区域 (<u>足久保川出合より安倍川大橋上流端の区域は除く</u>) 藁科川の牧ヶ谷橋下流端から下流の区域 丸子川の国道150号線広野橋下流端から下流の区域 油山川の葵区油山1038の鉄橋下流端から下流の区域 水見色川の株田橋上流端から上流の区域 新聞谷川の新間大橋上流端から上流の区域	6月1日以降で組合が定める日～11月30日

[illegible]

(略)						(略)					
に じ ま す	餌釣 毛針釣	和 式 毛 針 釣 (テ ン カ ラ)	1 本針 <u>ルアー</u> <u>禁止</u>	黒俣川の相俣本橋上 流端から清沢小学校 正門に至る漁業セン ター	1 月 1 日 ~ 12 月 31 日	に じ ま す	餌釣 毛針釣	和 式 毛 針 釣 (テ ン カ ラ)	1 本針	黒俣川の相俣本橋上 流端から清沢小学校 正門に至る漁業セン ター(<u>管理釣場</u>)	1 月 1 日 ~ 12 月 31 日
				上記以外の区域	3 月 1 日 ~ <u>10</u> <u>月 31 日</u>					上記以外の区域	3 月 1 日 ~ <u>9</u> <u>月 30 日</u>
	毛針釣	フ ラ イ釣	1 本針 <u>ルアー</u> <u>禁止</u>	安倍川の静岡市大河 内えん堤上流端から 上流の区域 足久保川の第 3 号床 固工上流端から上流 の区域	3 月 1 日 ~ <u>10</u> <u>月 31 日</u>		毛針釣	フ ラ イ釣	1 本針	安倍川の静岡市大河 内えん堤上流端から 上流の区域 足久保川の第 3 号床 固工上流端から上流 の区域 <u>中河内川の上落合え ん堤上流端より上流 の区域</u> <u>蘆科川の中部電力且 向大川えん堤上流端 より 200m 上流から 上流の区域</u>	3 月 1 日 ~ <u>9</u> <u>月 30 日</u>
				安倍川の曙橋上流端 から上流大河内えん 堤上流端までの区域 中河内川の安倍川本 流との合流点から上	3 月 1 日 ~ 4 月 30 日					安倍川の曙橋上流端 から上流大河内えん 堤上流端までの区域 中河内川の安倍川本 流との合流点から上	3 月 1 日 ~ 4 月 30 日

				<u>流の区域</u> <u>西河内川の中河内川</u> <u>との合流点から上流</u> <u>の区域</u> 藁科川の清沢橋上流 端から <u>上流</u> の区域						<u>落合えん堤上流端の</u> <u>区域</u> 藁科川の清沢橋上流 端から <u>中部電力日向</u> <u>大川えん堤上流端か</u> <u>ら 200m下流の区域</u>		
				黒俣川の相俣本橋上 流端から清沢小学校 正門までに至る漁業 センター	1 月 1 日 ~ 12 月 31 日				黒俣川の相俣本橋上 流端から清沢小学校 正門までに至る漁業 センター(<u>管理釣場</u>)	1 月 1 日 ~ 12 月 31 日		
	ルアー 釣	ル ア ー釣	<u>針 3 本</u> <u>以 内</u> <u>(バ ー</u> <u>ブ レ</u> <u>ス)</u>	安倍川、大河内えん 堤上流端より上流の 区域	3 月 1 日 ~ <u>10</u> <u>月 31 日</u>		ルアー 釣	ル ア ー釣	安倍川、大河内えん 堤上流端より上流の 区域 <u>中河内川の上落合え</u> <u>ん堤上流端より上流</u> <u>の区域</u> <u>藁科川の中</u> 中部電力日 <u>向大川えん堤上流端</u> <u>より 200m上流から</u> <u>上流の区域</u>	3 月 1 日 ~ <u>9</u> <u>月 30 日</u>		
あ ま ご	餌釣 毛針釣	和 式 毛 針 釣 (テ ン カ ラ)	<u>1 本針</u> <u>ルアー</u> <u>禁止</u>	全域	3 月 1 日 ~ <u>10</u> <u>月 31 日</u>	あ ま ご	餌釣 毛針釣	和 式 毛 針 釣 (テ ン カ ラ)	1 本針	全域	3 月 1 日 ~ <u>9</u> <u>月 30 日</u>	

	毛針釣	フ ラ イ釣	針1本 <u>ルアー</u> <u>禁止</u>	安倍川の静岡市大河 内えん堤上流端から 上流の区域 足久保川の第3号床 固工上流端から上流 の区域	3 月 1 日 ~ <u>10</u> <u>月 31 日</u>			毛針釣	フ ラ イ釣	針1本	安倍川の静岡市大河 内えん堤上流端から 上流の区域 足久保川の第3号床 固工上流端から上流 の区域 <u>中河内川の上落合え ん堤上流端より上流 の区域</u> <u>藁科川の中部電力日 向大川えん堤上流端 より 200m 上流から 上流の区域</u>	3 月 1 日 ~ <u>9</u> <u>月 30 日</u>	
				安倍川の曙橋上流端 から上流大河内えん 堤上流端までの区域 中河内川の安倍川本 流との合流点から上 <u>流の区域</u> <u>西河内川の中河内川 との合流点から上流 の区域</u> 藁科川の清沢橋上流 端から上流の区域	3 月 1 日 ~ 4 月 30 日						安倍川の曙橋上流端 から上流大河内えん 堤上流端までの区域 中河内川の安倍川本 流との合流点から上 <u>落合えん堤上流端の 区域</u> 藁科川の清沢橋上流 端から中部電力日向 <u>大川えん堤上流端か ら 200m 下流の区域</u>	3 月 1 日 ~ 4 月 30 日	
				黒俣川の相俣本橋上 流端から清沢小学校	3 月 1 日 ~ 10						黒俣川の相俣本橋上 流端から清沢小学校	3 月 1 日 ~ 10	

				正門までに至る漁業センター	月 31 日
	ルアー釣	ル アー釣	針 3 本 (バ ー ブ レ ス)	安倍川、大河内えん堤上流端より上流の区域	3 月 1 日 ~ 10 月 31 日
(略)					

2 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄の漁業の方法により、ウ欄の区域内に於てエ欄の期間中遊漁をしてはならない。

ア 魚種	イ 漁具・漁法	ウ 区域	エ 期間
全 魚 種	総ての漁具・漁法	1 藁科川の静岡市葵区坂ノ上、中部電力株式会社清沢えん堤上流端から上流へ 100 メートル、下流へ 100 メートルに至る区域 2 藁科川の静岡市葵区日向の中部電力株式会社大川えん堤上流端から上流へ 200 メートル、下流へ 200 メートル	周年

				正門までに至る漁業センター(管理釣場)	月 31 日
	ルアー釣	ル アー釣		安倍川、大河内えん堤上流端より上流の区域 <u>中河内川の上落合えん堤上流端より上流の区域</u> <u>藁科川の中部電力日向大川えん堤上流端より 200 m 上流から上流の区域</u>	3 月 1 日 ~ 9 月 30 日
(略)					

2 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄の漁業の方法により、ウ欄の区域内に於てエ欄の期間中遊漁をしてはならない。

ア 魚種	イ 漁具・漁法	ウ 区域	エ 期間
全 魚 種	総ての漁具・漁法	1 藁科川の静岡市葵区坂ノ上、中部電力株式会社清沢えん堤上流端から上流へ 100 メートル、下流へ 100 メートルに至る区域 2 藁科川の静岡市葵区日向の中部電力株式会社大川えん堤上流端から上流へ 200 メートル、下流へ 200 メートル	周年

		に至る区域 <u>3</u> 中河内川の静岡市葵区桂山えん堤上流端から上流へ100メートル、下流へ100メートルに至る区域 <u>4</u> 安倍川の静岡市東名安倍川橋上流端から河口に至る区域 <u>5</u> 黒檜沢全域 <u>6</u> 中尾沢は原橋上流端から上流の区域 <u>7</u> 大門川の山崎1丁目の緑橋下流端から下流の区域				に至る区域 <u>3</u> 安倍川の静岡市東名安倍川橋上流端から河口に至る区域 <u>4</u> 黒檜沢全域 <u>5</u> 中尾沢は原橋上流端から上流の区域 <u>6</u> 大門川の山崎1丁目の緑橋下流端から下流の区域		
(略)					(略)			

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。